

リヤザノフスキー氏 「蒙古法の基礎原理」

矢澤 利彦

Rasnovsky, V. A.; *Fundamental Principles of*

Mongol Law. pp. 338. Tientsin, 1927.

ハルビン法科大学元教授、ヴェ・ア・リヤザノフスキー氏が、イッキンフ、ビチューリン、バラヂウス、カフアロフ、ゴルストツェンスキー、ポズドネフ、ハンガロフウラジミルツォフ等一聯の蒙古學者の遺業を嗣いだ、現在に於ける最も眞摯な蒙古法の研究家であることは人の知る處である。この方面に對する氏の最初の仕事は、一九二一年に出版された *Obychnoe pravo buriat* (ブリアート人の慣習法)であつた。氏はこの書の出版の後更に研究を續行され、その結果蒙古諸族の法律の歴史的發展を體系的に概述せんと企圖す

るに到り、かくして現はれたものが、*Obychnoe pravo Mongolskikh plemen* (*Mongolov, Buriat i Kalmykov*) (蒙古諸族の慣習法—蒙古人・ブリアート人・カラムイク人の)である。この論文はハルビンの *Vestnik Azii* 誌に一九二三年—一九二四年(第五十一號・第五十二號)掲載され、次いで一九二九年には *The Customary Law of the Mongol Tribes* (蒙古諸族の慣習法)なる表題の下に英譯されて公刊された。著者は更にこの論文を擴大して、一九三一年 *Mongolskoje pravo, preimuschestvenno obychnoe* (蒙古法、主として慣習法)を出版した。この書は蒙古慣習法に關する最初のままとまつた體系的論述であつたから、大に識者の注目を引き、我が邦でも米村正一氏の翻譯の下に、「蒙古慣習法の研究」と題して昭和十年東亞經濟調査局の手によつて出版され、蒙古研究家に多大の便宜を與へた。而してこゝに紹介せんとする新著「蒙古法の基礎原理」は新たに得た資料を

以て英文前著を補ふと共に、蒙古法一般に通ずる基本的な種々の問題を取扱つたものである。

氏は「緒言」に於いて先づ成吉思汗時代より十九世紀に至る迄の蒙古史の概略を述べ、次いで二十世紀の蒙古に及び、外蒙獨立の顛末を説き、蒙古人の經濟生活、商・工・鑛・牧畜・農業等を一瞥し、外蒙共和國の現状、即ちその地方區劃と統治、法典の改革、經濟等に觸れ、內蒙古の現状、蘇領內居住蒙古諸族の狀態等について概論して居る。

第一章は「蒙古法の諸記録」と言ひ、「蒙古習慣法の研究」中に述べた事柄の概括、即ち蒙古諸種族の法律の各々を概觀的に論述したものである。一、成吉思汗及びその後繼者の時代の一般法。二、蒙古の方法。(a)西蒙古又はツンガリアの法律。(b)北蒙古又はハルハ。三、蒙古に對する支那の立法。四、自治外蒙古の法律。五、ブリアート法の記録。(a)南ブリアート人。(b)北ブリアート人。(c)東シベリアの原始的

遊牧民間の草原法典。六、カルミツク法の記録。

第二章は「蒙古法の記録の内容」と言ひ、英文前著即ち The Customary Law of the Mongol Tribes に掲載した條文の修正と、同書には收容しなかつた法律の紹介とである。一、成吉思汗の大ヤサ。二、成吉思汗の聖諭。三、舊ツァジン・ビチツク。四、一六四〇年の蒙古オイラート法典と、噶爾丹鴻台吉の補則。五、ハルハ・ジローム。六、一七八九年の法典。七、一八一五年の法典。八、自治外蒙古の法律。この中で五のハルハ・ジロームと八の自治外蒙古の法律とは英文前著には掲載されてなかつたものである。二の成吉思汗の聖諭は前著より更に完全な形で與へられ、一の大ヤサ及び三の舊ツァジン・ビチツクは共に前著のそれを修正した處が鮮くない。ブリアート及びカルミツク法は前著を補正すべき點もなく、又新材料を獲る事も無かつたので繰返しては述べられて居ない譯である。

第三章は「蒙古法の出典」と言ひ、(a)習慣(慣習法)、(b)支那法、(c)他の出典、ラマの寺院法、露西亞法、立法的性質の法則の三節に分れ、これらの一部は「蒙古慣習法の研究」中に於いて述べられたものであるが、それを更に詳しく一般について論じたものである。

第四章「蒙古法の基礎的規範」(a)蒙古法の歴史的概観。(b)公法の基礎的規範。社會組織、國家組織、刑罰及び褒賞制度、裁判制度。(c)私法の基礎的規範。家族、私有財産、私法に關する其他の規範。(d)比較法學上よりする若干の比較と覺書。この章は「蒙古慣習法の研究」が各種族別に列舉した蒙古の諸法律を縦に體系づけ、諸法律に共通する基礎的原理を究明せんとしたもので、著者の最大の努力が存するのは恐らく本章であらう。

第五章「蒙古法と被征服諸民族の法律」(a)蒙古法と露西亞法。(b)蒙古法と支那法。(c)蒙古法と他の被征服定住民の法律。(d)蒙古法とアジアの遊牧諸種族

の法律。蒙古族が征服した諸族の法律が、蒙古人の支配によつていかなる影響を受けたか、征服者と被征服者の立法的法典の間いかなる聯關が存するか、と云ふ問題を解明したもので、ハラ・ダヴァン、ウエナドスキー、バルクハウゼン諸氏の、成吉思汗の大ヤサは蒙古帝國に臣屬せる全民族の間に行はれたと云ふ様な意見は著者によつて完全に反駁されて居る。

以上は同書のごく大ざつばな紹介にすぎない。思ふにこの書は、一九二九年に英文で公刊された The Customary Law of the Mongol Tribes の補編とも見られるもので、前著に足りない處を補ふと共に蒙古諸種族の法律間に共通する基礎原理を見出さんとしたものである。而してこの新著と Mongolskoje pravo, preimuschestvenno obychnoe (一九三一年、邦譯名「蒙古慣習法の研究」)との關係は、後者に掲載されなかつた資料で新著に載せられたと云ふものは無いから(ハルハ・ジロームも自治外蒙古法も共に

「蒙古慣習法の研究」中には掲げられて居る（資料上から言つて既にこの好譯著を有する吾々に裨益する處は多くは無いと言へるのであるが、後半の蒙古諸種族の法律一般に通ずる基礎原理の研究は、「蒙古慣習法の研究」發表後に於ける著者の新成果を示すものであり、斯學に志す者にとつて一讀の價値あるものと認める。又邦譯では心もとなく、露西亞語は讀めないと云ふ讀者にとつては、この著者自身の手になる英文著作の公刊は大いに有益である。

アラン氏「京廷之耶蘇會士」

矢澤利彦

Allan, C. W.; Jesuits at the Court of Peking. pp.

300. Shanghai, 1937.

最近十數年間に於ける歐米人の支那キリスト教史に對する研究は極めて著しい現象である。管見の及ぶ範圍だけでもこの間に出版された著作は次の如く多數に上つて居る。

Maaf, O. Die Wiedereröffnung der Franziskanermission in der Neuzeit. Münster in Westfalen. 1926.

Biermann, B. M. Die Anfänge der neueren Dominikanermission in China. Münster in Westfalen. 1927.

Moran, G. S. L'épopée des jésuites français en